

令和8年第1回定例会

富良野市議会会議録

令和8年3月5日（木曜日）午前10時00分開議

◎議事日程（第2号）

- 日程第 1 所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告
調査第 5 号 社会教育・学びのまち推進について
調査第 4 号 多文化共生社会の推進について
都市事例調査報告
調査第 6 号 鳥獣被害について
都市事例調査報告
- 日程第 2 議員の派遣に関する報告
- 日程第 3 監査委員報告
(例月出納検査結果報告 令和7年度10月分～12月分)
(定期監査報告)
(財政援助団体監査報告)
- 日程第 4 議案第 8 号～議案第 21 号（提案説明）
- 日程第 5 予算特別委員会設置

◎出席議員（16名）

議長	16番	渋谷 正文	副議長	10番	今 利 一
	1番	宮 田 均		2番	松 下 寿美枝
	3番	橋 詰 亜咲美		4番	家 入 茂
	5番	坂 口 邦 夫		6番	関 野 常 勝
	7番	佐 藤 秀 靖		8番	大 西 三奈子
	9番	二 宮 利 和		11番	大 栗 民 江
	12番	天 日 公 子		13番	石 上 孝 雄
	14番	後 藤 英知夫		15番	本 間 敏 行

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	北 猛 俊	副 市 長	稲 葉 武 則
総 務 部 長	関 澤 博 行	スマートシティ戦略室長	西 野 成 紀
市民生活部長	北 川 善 人	保健福祉部長	柿 本 敦 史

経 済 部 長 本 田 寛 康

建 設 水 道 部 長 西 出 正 人

企 画 振 興 課 長 小笠原 竹 伸

教育委員会教育部長 佐 藤 保

監 査 委 員 事 務 局 長 物 見 康 彦

ぶどう果樹研究所長 川 上 勝 義

看 護 専 門 学 校 長 石 川 賀 子

財 政 課 長 上 坂 雅 史

教育委員会教育長 近 内 栄 一

監 査 委 員 鎌 田 忠 男

◎事務局出席職員

事 務 局 長 今 井 顕 一

書 記 小 河 寛 子

書 記 藤 野 秀 光

書 記 菊 地 駿 汰

午前10時00分 開議
(出席議員数16名)

開 議 宣 告

○議長(渋谷正文) これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長(渋谷正文) 本日の会議録署名議員には、
坂 口 邦 夫 議員
本 間 敏 行 議員
を御指名申し上げます。

行 政 報 告

○議長(渋谷正文) この際、あらかじめ申出のありました市長、教育長の行政報告に関する発言を許可いたします。

初めに、北猛俊市長。

○市長(北猛俊) -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

1、要望運動について。

(1) 防災庁の地方機関設置に係る要望について。

上川地方総合開発期成会副会長として、1月28日に、内閣官房長官に対し、旭川市を中心とした上川地方に防災庁の地方機関を設置することについて要望してまいりました。

(2) 主要道道美瑛富良野線の整備促進について。

主要道道美瑛富良野線整備促進期成会副会長として、12月23日に、北海道建設部、総合政策部、北海道議会議長、副議長及び上川・空知管内選出議員に対し、未改良地区の整備促進、冬季における早期の通行開放、三段滝周辺での駐車場、トイレを含めた休憩施設整備、国道452号の右折帯及び案内標識の設置について要望してまいりました。

2、明治安田生命保険相互会社との包括連携協定の締結について。

富良野市と明治安田生命保険相互会社旭川支社は、1月20日に包括連携協定を締結いたしました。この協定は、健康づくりに関する働きかけや行政情報の案内、周知などについて、双方が緊密に連携して取り組むことで市民の健康増進や市民サービスの向上に寄与するものであります。

以上です。

○議長(渋谷正文) 次に、近内栄一教育委員会教育長。

○教育委員会教育長(近内栄一) -登壇-

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、教育行政報告をさせていただきます。

1、富良野市立麓郷小学校、麓郷中学校の廃止について。

令和7年11月14日に、現保護者を中心に構成する麓郷の子どもたちのこれからを考える会から、市立麓郷小学校、麓郷中学校を令和10年3月31日にて閉校し、翌4月1日より市立東小学校、市立富良野東中学校と統合することについての麓郷小中学校閉校に関わる要望書が市長及び教育委員会に提出され、2月20日に開催した令和8年富良野市教育委員会第2回定例会において、これまでの経過、要望内容に鑑み、令和10年3月31日をもって閉校、廃止することを決定いたしました。

今後の取組につきましては、提出された要望を踏まえ、麓郷小中学校PTAなどと協議を進め、令和10年3月31日の廃止に向け、準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長(渋谷正文) 以上で、市長、教育長の行政報告を終わります。

日程第1

所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告

○議長(渋谷正文) 日程第1、前会より継続調査の所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を議題といたします。

本件に関し、順次、委員長の報告を求めます。

初めに、調査第5号、社会教育・学びのまち推進について。

総務文教委員長大西三奈子議員。

○総務文教委員長(大西三奈子) -登壇-

おはようございます。

総務文教委員会より、令和7年第4回定例会で許可を得ました調査第5号、社会教育・学びのまち推進についての調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、少子高齢化や急速な人口減少社会が進む中において、本市の社会教育の現状を把握し、課題と重要性について調査を進め、あわせて、本市が事業委託を行っているふらのまちづくり未来ラボ推進事業についても委託先の調査を行ってきたところであります。

第1次富良野市教育振興基本計画では、社会教育の基本施策として、①家庭、地域の教育力の向上、学校との連携、協働の推進、②人々の暮らしの向上と人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、③社会教育施設整備の推

進を掲げています。主な実践項目として、青少年教育の推進、成人・高齢者教育、社会教育施設機能の充実が挙げられています。

本委員会では、これらの実践項目に沿って調査を進め、社会教育による学びを通じた人づくりやつながりづくり、また、きっかけづくりや居場所づくりをテーマとして課題を抽出し、社会教育の重要性についても議論を重ねてきました。委員からは、子供たちの育成や成長の促し、居場所づくり、未来を育むことへの社会教育の役割と重要性についての議論が集中しました。特に、青少年サークルね〜びるの会員数が減少している現状、ね〜びるとジュニアリーダーがリーダー研修会などサークル活動を通してつながる好循環をいかに再構築するかが重要な課題と認識されました。居場所づくりとして、高校生からアイデアをもらう仕組みと地域おこし協力隊をコーディネーターとして活用する取組事例なども確認してきたところです。担当部局と中央公民館にて意見交換を行い、社会教育士の連携とコーディネート機能の重要性、ニーズに合った市民講座の開設、放課後の居場所づくり、サードスペースの重要性と社会教育施設機能の充実や在り方、中央公民館施設の利活用などの課題が確認されました。また、地域学校協働活動の取組内容や学校との連携、地域のよさを生かした富良野沿線教育委員会との連携の必要性、こどもまんなか社会における家庭教育支援の充実についても議論が交わされました。

ふらのまちづくり未来ラボ推進事業に関しては、委託先での調査を行い、特色ある事業の独自性の実態を把握しました。委託先である一般社団法人富良野デザイン会議暮らしステーションは、2016年4月よりふらのまちづくり未来ラボ推進事業を受託しており、「まぜて、まなぶ」を合い言葉に、ワークショップを通して郷土愛を育むことを目的とした事業を展開しています。現在、会員は、小学生から高齢者までの87名を有し、2021年には、事業の実践を通して地域の多世代が交ざって学び合うまちづくりの文化を育んできたことなどが評価され、上川管内教育実践表彰を受けています。

本事業は、地域学校協働活動やキャリア教育、ふらの森の教室推進事業等との連携を図ることが求められており、学校、地域団体、民間事業者をつなぐ役割を担う担当課との意見交換の場を設ける必要性が感じ取れました。さらに、事業の中心となっている者が高齢となっていることや活動がボランティアに頼っている側面もあるため、持続可能な事業の継続性を考慮していく課題も浮かびました。本事業から、拠点を持った小さい社会のコミュニティとして他の近隣地域に波及した事例もあり、本事業が実践している学びの成果を通して、つながり、つくるまちづくりや多世代交流型のコミュニティの場合は、今後の社会教育の在り方のモデルとしてますます期待さ

れる取組であります。主体性を持った居場所づくりとして、複数の担い手と拠点の存在を望むものであります。

近年、人口減少のさらなる進行や人生100年時代と言われる中で、持続可能な地域づくり、まちづくりに向けて、学びを通じた社会教育の果たす役割はこれまで以上に期待されているところであり、社会教育を基盤としたつながりによる人づくり、居場所づくり、地域づくりの重要性は今後ますます大きくなっていくと思われます。

これらの調査及び本委員会内での議論を踏まえ、次の3点について意見の一致を見た次第であります。

記。

1、つなぐ、コーディネート機能としての役割について。

事業の取組全体をコーディネートする役割を強化し、学びのオーガナイザー、取組全体を牽引する中心的な役割として、様々な主体である住民や学校などを結びつけ、総合的な視点に立った社会教育の振興に努められたい。

2、社会教育士などの人材の育成や確保、活躍の推進について。

子供から高齢者まで、自己肯定感と達成感が味わえるような魅力的な地域づくりの学びと活動を推進するために、コーディネート役としての社会教育士など、人材の育成や確保、活躍の推進を図られたい。

3、自由に集まれる主体性を持った居場所づくりについて。

社会教育施設機能の在り方として、従来型の学習と活動の場としてのみならず、主体的な地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた活動しやすく特色がある多世代交流拠点としての機能を設けるため、集まる、学ぶ、つなぐ役割を担い、時代や市民ニーズに合わせた中央公民館施設の利活用を検討されたい。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げまして、総務文教委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で総務文教委員会の報告を終わります。

次に、調査第4号、多文化共生社会の推進について及び都市事例調査報告について。

市民福祉委員長佐藤秀靖議員。

○市民福祉委員長（佐藤秀靖） ー登壇ー

市民福祉委員会より、初めに、都市事例調査の結果について御報告申し上げます。

本委員会では、委員会の所管事項の調査として、石狩市へ都市事例調査を行ってまいりました。

石狩市は、石狩湾新港を擁し、物流及び食品加工を中心とする産業集積地であり、技能実習生を中心に外国人材の受入れが進み、外国籍住民の増加が続いています。2020年実施の外国人労働者アンケートでは、受入れ企業及び外国人労働者の双方から言語の違いによるコミュニケーションの課題が指摘された一方、半数以上が地域住民との交流を希望していることも明らかとなり、日本語学習機会と文化や習慣などへの理解を深めてもらう交流機会を確保し、外国籍住民と地域住民双方にとって住みやすいまちづくりを進める方向性が示されました。

こうした状況を踏まえ、令和4年度から3年間、文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムを活用し、外国籍住民の支援体制整備について取り組まれました。石狩市では、補助事業が終了した現在も、NPO法人石狩国際交流協会との協力、連携により、サロン型日本語教室いしかりにほんごサロンはとふるを運営し、学習と交流の場を一体的に提供しています。利用者目線に立った参加しやすい教室や支援者の意見を反映した柔軟な運営に努め、意欲向上と事業の継続性に努められています。また、外国人材受入れ企業との協力体制を重視した日本語教室を目指すとしています。

考察として、石狩市は、外国籍住民の増加を背景に、地域日本語教育スタートアッププログラムを令和4年度から導入し、外国人支援と多文化共生社会の構築に取り組んでいます。本市でも、令和7年度から同様のプログラムを導入しており、今後の事業展開に向けた先行事例として非常に参考となりました。

本市が事業を進めるに当たっては、外国人材受入れ企業との情報共有と協力体制を構築し、参加者のニーズに即した柔軟な運営手法の検討が有効と考えます。本市は、生活者としての外国人のみならず、観光客や短期滞在者など、多様な外国人と市民との接点が多いことから、外国人支援に加え、市民側への多文化共生理解を深める取組も同時に進める必要があると考えます。

次に、調査第4号、多文化共生社会の推進についての事務調査報告を申し上げます。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、本市の多文化共生の現状と課題、今後の取組について調査を進めてまいりました。

本市では、令和7年度末現在、人口1万9,387人に対し、在留外国人数は827人で、外国人比率は約4.3%です。主な在留資格は、特定活動、特定技能、技能実習などで、国籍は、インドネシア、中国、台湾、英国、オーストラリア、ベトナム、ネパールと続いています。国においては、急速な人口減少に伴う労働力不足を補うため、外国人労働者の受入れを進めており、企業側も新たな人材確保の手段として採用を拡大していますが、日本語教育や

生活支援は十分とは言えず、受入れ企業や地方公共団体が模索を続けている状況です。本市では、令和7年度に文部科学省の「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業地域日本語教育スタートアッププログラムの採択を受け、多文化共生セミナーの開催など、共生社会の推進に向けた取組を開始しています。

本委員会では、国の政策や道内先進地事例を踏まえ、以下の3点に重点を置いて調査を進めました。

1点目は、外国籍住民に対する日本語教育についてです。

本市では、補助事業の開始に伴い、外国籍住民向けアンケートを実施した結果、日本語を勉強したいという高い学習意欲が示され、どのような教室であれば日本語を勉強したいですかとの問いには、お金がかからない、会社や家から近い、オンライン教室などの要望が寄せられました。また、市民と日本語での交流を望む声も多く、外国籍住民が地域住民と円滑にコミュニケーションを図るためには、理解しやすい、やさしい日本語を学ぶ場の充実が求められます。

顔の見える関係づくりを促し、交流や相互理解を深め、安心して暮らせる地域づくりを進めるため、外国人材受入れ企業と事業の趣旨を共有し、協力することで、行政、企業、地域が連携して日本語学習機会を創出し、文化、習慣、料理などを紹介するイベントなどを通じて楽しみながら学べる環境が整っていくことが期待されます。

2点目は、地域住民に対する外国籍住民への理解促進と啓発についてです。

近年の在留外国人の増加に加え、観光客の急増や外国人投資家による不動産取得など、市民と外国人の接点が拡大し、無関心ではいられても無関係ではいられない状況となっています。

しかし、市民と外国人が直接コミュニケーションを図る機会は少なく、相互理解が進まない中で漠然とした不安や不確かな情報による誤解が生じていることから、正しい情報に基づく理解を深め、誤解や偏見の解消を図る啓発が求められます。特定技能や技能実習などの在留資格者は、人口減少、少子高齢化が進展する本市において地域経済を支える貴重な人材であり、相互理解を促す取組は不可欠であるとの意見が出されました。

3点目は、多文化共生社会推進のための指針、計画の策定についてです。

現在活用している補助事業期間は3年間であり、その後は自立的な取組が求められます。地元企業、町内会、関係団体など各主体が果たすべき役割を整理し、地域として多文化共生を進める基盤を確立し、全ての人が安心して生活できる環境づくりを方向づける指針、計画の策定が必要です。

これらの調査及び委員会内での議論を踏まえ、次の3

点について意見の一致を見た次第であります。

1、外国籍住民に対する日本語支援（やさしい日本語教室）の充実について。

令和7年度から3年間の文部科学省補助事業を活用して開始した地域日本語教室について、事業終了後も自立のかつ継続的に運営できる体制を構築することが求められる。

本市の実情に応じた形態で教室運営を継続するため、積極的な広報により市民の理解を促進し、幅広い年代から学習支援者を発掘、育成する体制づくりが必要である。あわせて、外国人材受入れ企業との連携を密にし、企業や外国人材が求める支援内容を的確に把握しつつ、協力及び支援を得られるよう取り組まれない。

2、地域住民への多文化共生社会推進の啓発について。

在留外国人や短期滞在の観光客の増加、外国人投資家による不動産取得など、市民と外国人が接する機会が増える中、コミュニケーション不足に起因する不安や誤解が生じている。多文化共生社会の推進には、こうした誤解や偏見をなくし、市民と外国人双方で心の壁を乗り越え、相互理解を深める交流機会の創出と啓発は欠かせない。市民の意識調査を継続的に実施するなど、地道な取組を進められたい。

3、多文化共生社会推進に向けた指針、計画の策定について。

第6次富良野市総合計画では、多文化共生社会の構築が掲げられています。多文化共生社会の推進には、言語、文化、習慣など、生活に密着した課題に関する相互理解が不可欠であり、当事者のみならず、地域全体で理解を深めるため、多文化共生社会推進に係る指針、計画の策定が必要である。国も、基本方針の下、施策の総合的かつ効果的推進を位置づけていることから、持続可能で包摂的な共生社会の実現に向け、指針、計画を策定されたい。

詳細につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、都市事例調査報告及び事務調査報告を終わります。

○議長（渋谷正文） ただいまの報告2件に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で市民福祉委員会の報告を終わります。

次に、調査第6号、鳥獣被害について。

経済建設委員長石上孝雄議員。

○経済建設委員長（石上孝雄） -登壇-

経済建設委員会から、令和7年第4回定例会で許可を得ました調査第6号、鳥獣被害についての調査の経過と結果について報告します。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、農業の被害状況をはじめ、個体数の推移、本市が取り組んでいる新規ハンターの育成状況について、現状を把握し、その課題と対策、今後の取組について調査いたしました。

本市では、ヒグマ、エゾシカ、アライグマを対象鳥獣として、富良野市鳥獣被害防止計画（令和7年度から令和9年度）を作成しており、これまで講じてきた被害防止対策と実際の被害傾向から今後の取組方針を掲げ、令和9年度を最終年度とした被害の軽減目標を設定しています。そのほか、令和7年度から令和9年度における各鳥獣の捕獲計画と捕獲区域や手段及び各関係機関の役割と緊急時の連絡体制が定められています。

一方、令和7年度の北海道猟友会富良野支部富良野部会の所属人数は43名で、前年度と比較して増加傾向にあるものの、高齢化を要因とした実働人数は半数の20名程度となっており、近年の対象鳥獣による被害の増加を考慮すると人員不足であると感じたところです。

今後も、対象鳥獣の増加が続いた場合、農作物のみならず、農業者などの人畜への被害発生が懸念されます。また、農村地区だけではなく、市街地での出没も懸念され、市民の生命、身体または財産に係る被害が生じるおそれがあることから、関係機関とそれらの対応に関する協議を進めるべきと考えるところであります。

これら本委員会での議論において、次の3点で意見の一致を見た次第です。

1、捕獲圧の強化について。

北海道猟友会富良野支部富良野部会交付金交付要領の改正により、若手ハンターの確保に寄与しているものの、近年の鳥獣被害は増加傾向にある。捕獲圧の強化に向け、狩猟資格の取得に係る経費助成制度のさらなる拡充と捕獲に対する交付金の増額を検討されたい。

2、取組の見える化について。

これらの鳥獣被害が長期化すると農業者の所得減少や経営意欲の衰退なども危惧されるため、狩猟資格の取得に係る経費助成制度の存在やアライグマの箱わななどの貸出しなど、鳥獣被害の軽減につながると考えられる情報を広く周知することを検討されたい。

また、現在、50基管理し、貸し出しているアライグマの箱わなの増設を検討されたい。

3、鹿柵の維持管理及び電気牧柵の設置支援について。

鳥獣被害の軽減には、電気牧柵の設置が最も有効であると考え。劣化した鹿柵の更新に当たっては、電気牧柵への更新を検討するなど、現行の集落主体による支援制度が円滑かつ効果的に運用されるよう、市として制度運用の柔軟な対応や既存事業を補完する新たな支援策を検討されたい。

最後に、これらの検討、取組に当たっては、長期的な

視点を持って持続的に取り組まれない。

全文につきましては、お手元の事務調査報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、申し上げまして、経済建設委員会からの報告といたします。

○議長（渋谷正文） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で経済建設委員会の報告を終わります。

次に、都市事例調査について。

議会運営委員長後藤英知夫議員。

○議会運営委員長（後藤英知夫） -登壇-

令和7年第4回定例会において許可を得ました議会運営委員会の都市事例調査報告について、取組事例、考察の一部をもちまして御報告申し上げます。

1件目は、大阪府和泉市の議会改革について、また、開かれた議会の取組についてであります。

和泉市議会では、平成18年から令和2年まで議会改革検討会議を設置し、開かれた議会の実現に取り組んできました。その後、市議会を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和5年に議会改革活性化会議を新たに設置し、随時開催されています。議会基本条例などの理念や形式の明文化に頼るのではなく、議員の主体的な政策活動や状況に応じた運用を重視し、小さな改善を積み重ねる姿勢を大切にしていることを伺い、各自治体の実情に合った多様な改革手法があることを認識することができました。

開かれた議会に向けては、多様な市民が円滑に傍聴できる環境整備を進めています。UDトークは、音声認識により発言をリアルタイムで文字化するアプリで、現在は無償版を運用しているとのことですが、導入を機に、聴覚障がい者が傍聴されるようになったほか、議事録作成の効率化や議事運営の迅速化にも寄与しています。その他、本会議及び委員会のインターネット配信や議案書の公開など、多様な改善を積み重ね、議会改革の成果につなげています。

和泉市議会は、議会改革を進めるに当たり、取り組みやすい改善を継続することで成果を上げており、議員と事務局が価値観を共有しながら段階的に改革を進めている点が印象的でありました。今後、本市においても、柔軟な発想と積極的な姿勢を持って検証と改善を繰り返し、議会改革を進めていくべきと考えます。

2件目は、滋賀県栗東市の政治倫理条例について、また、広聴広報に関する取組についてであります。

栗東市議会は、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会、魅力ある議会を基本理念に掲げており、栗東市議会基本条例のうち、議員の政治倫理を具現化する制度として、令和4年7月に栗東市議会議員政治倫理条例が

施行されました。基本条例が制度と理念を、政治倫理条例が行動と責任を担保するという構造で、両者が相互補完的に機能しています。政治倫理条例の本質は、議会自らが自律的に信頼回復を図ることにあり、熟議と運用を通じた改善をもって議員の意識向上につなげている点は、本市においても非常に参考となる内容でありました。

広聴広報に関する取組については、対話型の議会報告会への転換を図った点が特徴的です。従来の議会報告会では、参加者の減少、固定化、要望聴取の一方通行化が課題でしたが、ワールドカフェ方式や、佐藤淳青森大学教授が提唱する対話補助ツールSOUNDカードを活用した子育て世代や高校生との対話型ワークショップを取り入れ、好評を得ています。また、夏休み親子議会見学ツアーなども議会の魅力向上と主権者教育の両面で効果的な取組であり、本市においても導入を検討する価値が高いと考えられます。

時代の変化を的確に捉え、議会改革を推進していくためには、多様な手法を柔軟に取り入れ、議会全体で一体となって取り組むことが肝要であります。和泉市及び栗東市への行政視察を通じ、それぞれの議会が有する特色や工夫を理解するとともに、富良野市議会の強みを生かしながら、確実に実行できる改革から継続的に取り組んでいくことが市民の負託に応える議会となり得る考えます。

詳細につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、都市事例調査報告とします。

○議長（渋谷正文） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で議会運営委員会の報告を終わり、所管事項に関する委員会報告及び都市事例調査報告を終わります。

日程第2 議員の派遣に関する報告

○議長（渋谷正文） 日程第2、議員の派遣に関する報告を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

14番後藤英知夫議員。

○14番（後藤英知夫） -登壇-

令和7年第3回定例会において議員の派遣の許可をいただきました富良野沿線市町村議会議員研修会について、派遣議員を代表し、御報告申し上げます。

本研修会は、令和7年12月15日、富良野文化会館において開催され、本市議会から14名の議員が参加いたしました。

研修会では、第9期北海道総合開発計画に掲げる二つ

の目標、1、我が国の豊かな暮らしを支える北海道～食料安全保障、観光立国、ゼロカーボン北海道、2、北海道の価値を生み出す北海道型地域構造～生産空間の維持・発展と強靱な国土づくりの実現に資する道路分野の重点的な政策に基づき、北海道内、特に道北地方及び富良野沿線における道路事業の現状と今後の展望について、富良野沿線市町村議員を対象に講演が行われました。

講師の木村力氏は、旭川開発建設部道路計画課課長補佐、国土交通技官として、現場での施工管理に約10年、道路行政に約8年携わるなど豊富な経験を有し、その知見を生かした実務的で有益な講演でありました。

講演では、旭川十勝道路、富良野北道路の進捗状況や整備効果をはじめ、国道237号湯の沢橋架け替え工事、中富良野町の自転車通学安全対策、富良野東小学校通学路における可搬型ハンプ、速度抑制帯設置試験、さらに、富良野市中心市街地の電線類地中化による防災・景観向上など、多様な事業が紹介されました。また、道路を通じた美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりの視点から、シーニックバイウェイ活動による大雪・富良野ルート、四季を彩る花人街道や秀逸な道に認定された上富良野町の国道、町道、富良野・美瑛サイクルルートなどが紹介されました。さらに、通過するだけではなく、立ち寄ってもらうための取組、オーバーツーリズム対策として、AIカメラによる渋滞状況の判断や迂回誘導などの新技術、防災拠点としての道の駅活用についても説明がありました。

今回の研修を通じ、富良野沿線の道路事業を通じて、道路や橋梁の老朽化対策や防災、減災などのインフラ整備にとどまらず、地域の安全や観光振興という活用施策へと役割を広げていることを学びました。今後の地域づくりや課題解決に向けた貴重なヒントを得ることができ、大変有意義な研修でありました。

詳細につきましては、お手元の報告書並びに市議会ホームページを御覧ください。

以上、議員派遣に関する報告です。

○議長（渋谷正文） ただいまの報告に関し、御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で議員の派遣に関する報告を終わります。

日程第3 監査委員報告

○議長（渋谷正文） 日程第3、監査委員報告を議題といたします。

報告は、例月出納検査結果報告、令和7年度10月分から12月分の3件、令和7年度定期監査報告及び財政援助団体監査報告であります。

本報告5件に関し、御発言ございませんか。

10番今利一議員。

○10番（今利一） 1点、お伺いしたいと思います。令和7年度監査報告書の5ページ、（4）にあります契約に関する事務というところでございます。

この中で、詳細は省きますけれども、「また」からお読みいたしますが、「また、高度な知識や経験、技術を要し自治体で標準的な実施手続きが確立されていない業務等において、公募型プロポーザルによる業務選定が行われているが、公募期間の確保など公正な契約事務のために公募型プロポーザルの事務手続きや運用方法の基本事項の整理を図り、適正な事務処理に努められたい」というふうでございます。

これは、一般的なことなのか、あるいは、ここに書かれて富良野市に送られているのは、プロポーザルに関して問題が起きているのか、その辺に関してお伺いしたいというふうに思います。

○議長（渋谷正文） ただいまの質問は、令和7年度定期監査報告に関する質問でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

御答弁願います。

鎌田忠男代表監査委員。

○代表監査委員（鎌田忠男） 今議員の御質問にお答えいたします。

定期監査で、今回、この意見の中の4番の契約に関する事務に、公募型プロポーザルへの意見といたしますが、監査としてお願い事項ということになるのですけれども、記載させていただきました。

公募型プロポーザルにつきましては、富良野市においても、令和2年、3年ぐらいから、特殊なもの、いわゆるコンサルティングにかけるといふものを中心に公募型プロポーザルで業者選定するというような形で進められているところであります。このとき、いままでの市の公共機関における契約は、一定程度、仕様を決めて価格競争をするというところで、随意契約なり競争入札という形で進められていました。しかし、いわゆる公募型プロポーザルは、企画や費用など、全体を総合的に判断して契約相手を決めるというような作業をするものでありますので、そこをいかに適正にやるかということが一番大事になってくると思います。その中では、富良野市でも、令和2年、3年頃から進めておりますが、仕様等、進め方等の経験も少し不足していて、その当時の意見にも若干記載させていただきましたけれども、整理していただきたいというようなところで意見させていただいたところであります。

今回、令和7年度の対象になっていた事業については、移動通信用鉄塔施設等の整備事業なり、環境課の粗大ごみ受付管理システム等において公募型プロポーザルで行

われたところでありまして、基本的なところはいままでも整理されて進められておりましたけれども、若干、本当に軽易なところであったということで、これは、引き続き、市として、公募型プロポーザルを運用する上での整理として、この結果を記載させていただいたところがあります。

令和6年度も、基本的に同じような形で説明、意見をつけさせていただいていますし、過去にも、この言葉そのままではありませんが、公募型プロポーザルは、ややもすると1者の参加しかないとか、そういうことになれば、しっかり審査等をして内容を確認していただきたいという趣旨で記載させていただいたところがあります。

以上でございます。

○議長（渋谷正文） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） そのほか御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） ないようですので、以上で本報告を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 開議

○議長（渋谷正文） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を続行いたします。

日程第4

議案第8号から議案第21号（提案説明）

○議長（渋谷正文） 日程第4、議案第8号から議案第21号まで、以上14件を一括して議題といたします。

順次、提案者の説明を求めます。

稲葉武則副市長。

○副市長（稲葉武則） ー登壇ー

おはようございます。

議案第8号、令和7年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第15号は、歳入歳出それぞれ7億7,582万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を190億8,992万5,000円にするものと、繰越明許費の補正で追加4件、地方債の補正で変更5件でございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

26ページ、27ページでございます。

1款議会費は、1項議会費で、執行見込みにより、議

会運営費の委員費用弁償及び旅費、普通旅費192万円の減額でございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、所要額を積み立てる一般管理費基金積立金の財政調整基金、減債基金、地域振興基金、ふるさと応援基金への積立金と庁舎等施設整備基金を加えた5基金への利子積立金、需要増加に対応する駐車場・駐輪場管理経費の除排雪業務委託料、基金利子を積み立てる土地開発基金利子繰出金、基金利子を積み立てる各基金積立金の公共交通確保対策事業基金利子積立金、地域づくり推進基金利子積立金、国際交流基金利子積立金、文化振興基金利子積立金、スポーツ振興基金利子積立金、業務用パソコン端末を購入する情報運営管理事業費の器具購入費、住民情報システムの標準化・共通化移行に伴うICT利活用推進事業費のRPA修正委託料、生活保護システム改修に伴う住民情報システム運営管理事業費の住民情報システム修正委託料、非常灯及び給湯設備などの修繕と最低賃金引上げに伴い人件費上昇分を補填する演劇工場運営管理費の施設修繕料、指定管理料（燃料等高騰分）、人件費の上昇に伴う体育施設管理費の指定管理料（燃料等高騰分）及び有料パークゴルフ場運営管理費の指定管理料（燃料等高騰分）の追加と事業費確定及び執行見込みによる地籍調査事業費の普通旅費、地籍調査業務委託料、北海道国土調査推進協議会負担金、富良野広域連合負担金、複合庁舎維持管理経費の燃料及び光熱水費、施設周辺環境整備委託料、地域おこし協力隊派遣事業費の（債）地域おこし協力隊派遣業務委託料、共創まちづくり推進事業費の共創促進事業助成金、（債）移動通信用鉄塔施設整備事業費の移動通信用鉄塔施設整備工事費、器具購入費、市有林造成事業費の市有林造成委託料、住民情報システム標準化・共通化移行事業費の通信運搬費、住民情報システム標準化・共通化移行業務委託料、ガバメントクラウド利用料、公用車運行管理経費の公用車運転業務委託料の減額、2項徴税費で、執行見込みによる徴収事務費の手数料の減額、3項戸籍住民登録費で、戸籍法などの改正に対応する一般事務費の戸籍システム修正委託料とコンビニ交付サービス事業費のコンビニ交付システム改修委託料の追加、4項選挙費で、市長選挙費の超過勤務手当、文具・消耗器材及び印刷代などの追加、差引きいたしまして8億536万2,000円の追加でございます。

3款民生費は、1項社会福祉費で、特別会計の財源調整による国民健康保険特別会計繰出金、基金利子を積み立てる基金積立金の社会福祉基金利子積立金、非常灯を修繕する養護老人ホーム寿光園運営管理事業費の施設修繕料、税制改正に対応する一般事務費の住民情報システム修正委託料、燃料費高騰によるふれあいセンター運営管理費の指定管理料（燃料等高騰分）、過年度精算による生活困窮者自立支援事業費の生活困窮者自立相談支援

事業費等負担金精算返還金の追加と事業費確定及び執行見込みによる定額減税補足給付事業費（不足額給付）の定額減税補足給付金（不足額給付）ほか経費、介護保険特別会計繰出金の減額、5目医療給付費の財源振替、2項児童福祉費で、保育環境向上のため、防犯カメラを増設する認可保育所運営費の施設修繕料、器具購入費、公定価格や対象者の変動による子ども子育て支援給付事業費の地域型保育給付金、需要増加に対応する私立幼稚園等特別支援教育費補助金の追加と事業費確定及び執行見込みによる児童手当支給事業費の児童手当、乳児子育て世帯応援事業費の妊婦のための支援給付金、子ども子育て支援給付事業費の施設型教育保育給付金の減額、3目児童福祉施設費及び5目へき地保育所費の財源振替、3項生活保護費で、過年度精算による一般事務費の生活保護費国庫負担金精算返還金の追加と2目扶助費の財源振替、差引きいたしまして385万9,000円の追加でございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、基金利子を積み立てる基金積立金の地域医療対策基金利子積立金、過年度精算による母子保健事業費の母子保健衛生費補助金精算返還金、停電の影響により故障した熱交換器を改修する固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費の固形燃料ボイラー改修工事費の追加と事業費確定及び執行見込みによる地球温暖化防止対策事業費の再生可能エネルギー導入促進事業補助金、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業費のボイラー運転管理業務委託料、農村環境改善センター光熱費負担金、看護専門学校運営経費の報償金、教育運送業務委託料、学校管理経費の看護専門学校冷房設備設置工事費の減額、2項清掃費で、破碎機の出口カバーを交換するリサイクルセンター運営管理経費の施設修繕料、処理量の増加に伴う衛生用品資源化処理事業費の衛生用品資源化委託料の追加と事業費確定によるごみ収集経費の（債）一般廃棄物収集運搬業務委託料、リサイクルセンター運営管理経費の（債）リサイクルセンター運営管理業務委託料の減額、差引きいたしまして86万6,000円の追加でございます。

5款労働費は、1項労働諸費で、事業費確定に伴うUIターン新規就業支援事業補助金200万円の減額でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、基金利子を積み立てる基金積立金の農業推進事業基金利子積立金、道補助金の採択による玉葱選果施設整備事業費の玉葱選果施設整備事業補助金、国の補正予算を活用する道営農業生産基盤整備事業費の布礼別八富地区ほか3地区の農地整備事業負担金の追加と事業費確定及び執行見込みによる農業委員会活動経費の委員費用弁償及び旅費、防衛施設周辺農業用施設設置事業補助金、環境保全型農業直接支払事業費の環境保全型農業直接支払交付金、みどりの食料シ

ステム戦略緊急対策交付金、スマート農業促進支援事業費のスマート農業促進支援事業補助金、水利施設等保全高度化事業費の水利施設整備工事費、道営農業生産基盤整備事業費の扇山北地区経営体育成基盤整備事業負担金、農産加工研究所管理費の農産加工研究所屋根外壁塗装工事費の減額、2項林業費で、基金利子を積み立てる基金積立金の森林環境譲与税基金利子積立金の追加、差引きいたしまして901万3,000円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、需要増加に対応する商工業パワーアップ資金融資事業費の商工業パワーアップ資金保証料補給金、商工業パワーアップ資金利子補給金、人件費上昇に伴う山部自然公園太陽の里運営管理費の指定管理料（燃料等高騰分）、消費生活センター・女性センター運営管理事業費の指定管理料（燃料等高騰分）の追加と事業費確定によるサイクリング環境整備事業費のサイクルサイン保守委託料、bonchi fes. FURANO実行委員会補助金、各種負担金の道道美唄富良野線開通記念事業負担金、中心街活性化センター運営管理費の無頭川モール整備工事費の減額、差引きいたしまして716万8,000円の減額でございます。

8款土木費は、2項道路橋梁費で、需要増加に対応する除雪対策事業費の除排雪業務委託料の追加と2目道路維持費、4目道路新設改良費、5目橋梁維持費の財源振替、4項都市計画費で、需要増加に対応する公園管理費の燃料及び光熱水費の追加と事業費確定及び執行見込みによる公園管理費の公園管理委託料、公園施設長寿命化事業費の公園長寿命化計画修正業務委託料の減額、5項住宅費で、北海道の事業調整による公営住宅長寿命化事業費の公営住宅長寿命化改修工事費の追加と事業費確定による公営住宅入居者移転事業費の入居者移転補償費の減額、差引きいたしまして5,274万7,000円の追加でございます。

9款教育費は、1項教育総務費で、寄附金及び基金利子を積み立てる基金積立金の教育基金積立金、教育基金利子積立金、基金利子及び返還金を積み立てる育英事業費・基金積立金の育英基金利子積立金、育英基金返還金積立金、需要の増加に対応する部活動・競技大会派遣補助金の小中学校各種競技大会派遣補助金の追加と事業費確定及び執行見込みによる教育支援センター推進事業費の委員報酬、地域おこし協力隊派遣事業費の会計年度任用職員報酬、高等学校魅力化支援事業費の高等学校入学者パスポート助成金、高等学校バス通学費補助金、教職員住宅維持管理費の剪定・伐採委託料、教職員住宅屋根外壁塗装工事費、子どもスキー技術向上支援事業費の施設使用料の減額、2目小学校費で、事業費確定及び執行見込みによる小学校管理費の社会及び労働保険料ほか諸経費、小学校施設修繕事業費の施設修繕料、東小学校テラス改修工事費、就学援助費（小）の就学援助費（小）、

特別支援教育就学奨励費（小）、多子世帯就学助成事業費の多子世帯入学準備助成金の減額、3項中学校費で、事業費確定及び執行見込みによる中学校管理費の社会及び労働保険料ほか諸経費、就学援助費（中）の就学援助費（中）、特別支援教育就学奨励費（中）、遠距離通学費補助金の減額、4項社会教育費で、費用増加に対応する図書館運営管理事業費の燃料及び光熱水費の追加と事業費確定及び執行見込みによる教育バス運送業務事業費の公用車運送業務委託料、自動車借上料、図書館運営管理事業費の図書館中央監視装置更新工事費、図書館児童閲覧室ブラインド交換工事費、図書館非常用照明交換工事費の減額、差引きいたしまして7,396万5,000円の減額でございます。

10款公債費は、1項公債費で、償還額確定に伴う地方債償還元金の追加と地方債償還利子の減額、差引きいたしまして1,096万9,000円の減額でございます。

11款給与費は、1項給与費で、財源振替でございます。次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、12ページ、13ページでございます。

1款市税は、4項たばこ税で、現年課税分500万円の減額でございます。

12款地方交付税は、1項地方交付税で、普通交付税1億6,822万5,000円の追加でございます。

14款分担金及び負担金は、1項負担金で、へき地保育所地域型保育給付負担金、広域入所給付費負担金、道営農業生産基盤整備事業負担金の追加、2項分担金で、移動通信用鉄塔施設整備事業費分担金の追加、合わせて6,226万3,000円の追加でございます。

15款使用料及び手数料は、1項使用料で、移動通信用鉄塔施設使用料、学童保育センター利用料（滞納繰越分）の追加と学童保育センター利用料、看護専門学校授業料の減額、差引きいたしまして1,205万3,000円の追加でございます。

16款国庫支出金は、1項国庫負担金で、国民健康保険基盤安定負担金、子ども子育て支援給付負担金、生活扶助費等負担金の追加と児童手当負担金の減額、2項国庫補助金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、地域住宅交付金、市道橋長寿命化事業補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の追加とデジタル基盤改革支援補助金、出産・子育て応援事業交付金、特別支援教育就学奨励費補助金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地方創生型）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の減額、差引きいたしまして6,242万4,000円の減額でございます。

17款道支出金は、1項道負担金で、国民健康保険基盤安定対策費負担金、子ども子育て支援給付負担金の追加

と地籍調査事業負担金、児童手当負担金（24ページで訂正）の減額、2項道補助金で、移動通信用鉄塔施設整備事業費補助金、移動通信用鉄塔施設整備事業費起債償還費補助金、地域づくり総合交付金の追加と電源立地地域対策交付金、移住支援金交付事業費補助金、環境保全型農業直接支払交付金、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金、水利施設等保全高度化事業補助金、市有林造成事業補助金の減額、差引きいたしまして9,235万5,000円の追加でございます。

18款財産収入は、1項財産運用収入で、財政調整基金ほか16基金利子の追加、2項財産売却収入で、土地売却収入の追加、合わせて1,772万1,000円の追加でございます。

19款寄附金は、1項寄附金で、一般寄附金、ふるさと応援寄附金、社会教育費寄附金の追加とふるさと応援寄附金（企業版ふるさと納税）の減額、差引きいたしまして8億6,153万7,000円の追加でございます。

20款繰入金は、1項基金繰入金で、公共交通確保対策事業基金繰入金の追加と財政調整基金繰入金ほか2基金の繰入金の減額、差引きいたしまして2億4,909万5,000円の減額でございます。

22款諸収入は、4項貸付金元利収入で、育英基金貸付金収入の追加、5項受託事業収入で、後期高齢者医療広域連合受託事業収入の追加、6項雑入で、新市町村振興宝くじ収益金交付金、北海道後期高齢者医療広域連合健康診査等受診率向上特別事業費補助金、公営住宅敷金運用益収入、北海道農業公社特例事業業務委託料の追加と備荒資金組合交付金、いきいきふるさと推進事業助成金、水利施設等保全高度化事業事務委託料、看護専門学校施設管理費、看護専門学校実習費の減額、差引きいたしまして1億1,461万円の減額でございます。

23款市債は、1項市債で、農業生産基盤整備事業債、南7丁目2道路改良舗装事業債の追加と消防・防災施設整備事業債、市道橋長寿命化事業債、公園施設長寿命化事業債の減額、差引きいたしまして720万円の減額でございます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

第2条繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正に記載のとおり、地域会館・集落センター維持管理費、固形燃料ボイラー熱供給設備使用事業につきましては、事業の完了が令和8年度に及ぶため、道営農業生産基盤整備事業につきましては、国の補正予算を活用して取り組むため、公営住宅長寿命化事業につきましては、北海道の事業調整に対応するため、それぞれ記載の金額を限度として翌年度に繰り越すものでございます。

第3条地方債の補正は、第3表地方債補正に記載のとおり、消防・防災施設整備事業費ほか4件につきましては、国の補正予算の活用及び事業費確定による起債額の調整

で、それぞれ記載のとおり限度額を変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第9号、令和7年度富良野市国民健康保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市国民健康保険特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ728万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億88万1,000円にするものでございます。

その概要について、歳出から御説明申し上げます。

10ページ、11ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、一般管理費の普通旅費、文具・消耗器材及び印刷代、手数料の減額と子ども子育て支援金制度システム改修委託料の追加、差引きいたしまして43万5,000円の追加でございます。2項徴税費は、1目賦課徴収費で、一般管理費の手数料35万円の減額でございます。3款保健事業費納付金は、1項保健事業費納付金で、繰入金の減額に伴う財源振替でございます。

4款保健事業費、1項保健事業費は、1目保健衛生普及費で、保健衛生普及事業費の文具・消耗器材及び印刷代40万円の減額でございます。2項特定健康診査等事業費は、1目特定健康診査等事業費で、特定健康診査等事業費の健康管理システム改修業務委託料55万円の減額でございます。

5款基金積立金、1項基金積立金は、1目基金積立金で、富良野市国民健康保険事業基金利子積立金57万2,000円の追加でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、3目償還金で、普通交付金過年度返還金、特別交付金過年度返還金758万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、社会保障・税番号制度システム整備補助金の追加、3目子ども・子育て支援事業費補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金の追加、合わせまして97万3,000円の追加でございます。

5款財産収入、1項財産運用収入は、1目利子及び配当金で、富良野市国民健康保険事業基金利子57万2,000円の追加でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金は、1目一般会計繰入金で、保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他一般会計繰入金の追加と保健事業費繰入金の減額、差引きいたしまして1,682万1,000円の追加でございます。

2項基金繰入金は、1目基金繰入金で、富良野市国民健康保険事業基金繰入金1,865万9,000円の減額でござい

ます。

7款繰越金、1項繰越金は、1目繰越金で、繰越金758万1,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第10号、令和7年度富良野市介護保険特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市介護保険特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ7,602万9,000円(24ページで訂正)を減額し、歳入歳出予算の総額を24億8,214万2,000円にするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

12ページ、13ページでございます。

1款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費で、一般事務費の介護保険システム改修委託料134万2,000円の追加でございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は、4目福祉用具購入費で、福祉用具購入費の追加、1目居宅介護サービス給付費で、居宅介護サービス給付費、3目施設介護サービス給付費で、施設介護サービス給付費及び6目特定入所者介護サービス費で、特定入所者介護サービス費のそれぞれ減額、差引きいたしまして7,728万8,000円の減額でございます。2項高額介護サービス等費は、1目高額介護サービス費で、高額介護サービス費224万1,000円の追加でございます。3項地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費は、1目介護予防・生活支援サービス事業費で、介護予防サービス事業費の介護予防サービス給付費254万1,000円の追加でございます。3項包括的支援事業・任意事業費は、1目包括的支援事業費で、包括的支援事業費の会計年度任用職員報酬、一般職給料、各種手当の減額、合わせまして511万円の減額でございます。

4款基金積立金、1項基金積立金は、1目介護保険給付費準備基金積立金で、介護保険給付費準備基金積立金の介護保険給付費準備基金利子積立金24万5,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

戻りまして、6ページ、7ページでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は、1目介護給付費負担金で、現年度分1,289万4,000円の減額でございます。

2項国庫補助金は、2目地域支援事業交付金(総合事業)及び6目介護保険事業費補助金で、それぞれ現年度分の追加、1目調整交付金及び3目地域支援事業交付金(総合事業以外の地域支援事業)で、それぞれ現年度分の減額、差引きいたしまして632万8,000円の減額でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は、2目地域支援事業交付金で、現年度分の追加、1目介護給付費

交付金で、現年度分の減額、差引きいたしまして1,957万7,000円の減額でございます。

5款道支出金、1項道負担金は、1目介護給付費負担金で、現年度分1,150万円の減額でございます。2項道補助金は、1目地域支援事業交付金（総合事業）で、現年度分の追加、2目地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）で、現年度分の減額、差引きいたしまして66万7,000円の減額でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入は、1目利子及び配当金で、介護保険給付費準備基金利子24万5,000円の追加でございます。

7款繰入金、1項他会計繰入金は、2目地域支援事業繰入金（総合事業）で、現年度分及び4目その他一般会計繰入金で、その他一般会計繰入金のそれぞれ追加、1目介護給付費繰入金及び3目地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）で、それぞれ現年度分の減額、差引きいたしまして937万8,000円の減額でございます。

2項基金繰入金は、1目介護保険給付費準備基金繰入金で、介護保険給付費準備基金繰入金1,593万円の減額でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第11号、令和7年度富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ2,252万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,712万円にするものでございます。

以下、その概要について、歳出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページ下段でございます。

1款総務費1項総務管理費は、1目一般管理費で、一般事務費の子ども子育て支援金制度システム改修委託料74万8,000円の追加でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金は、1目後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付金2,177万2,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

同じく、6ページ、7ページ上段でございます。

1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料（25ページで訂正）は、1目後期高齢者医療保険料で、現年度分特別徴収保険料の減額と現年度分普通徴収保険料の追加、差引きいたしまして2,177万2,000円の追加でございます。

5款国庫支出金1項国庫補助金は、2目子ども・子育て支援事業費補助金で、子ども・子育て支援事業費補助金74万8,000円の追加でございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第12号、令和7年度富良野市水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市水道事業会計補正予算第4号は、収益的支出に255万4,000円を追加し、支出予定額を5億7,882万5,000円にするものでございます。

資本的収入及び支出については、予算第4条本文括弧書き中、不足する額1億8,870万円を1億8,887万円に改め、資本的収入から1,835万8,000円を減額し、収入予定額を1億5,984万2,000円に、資本的支出から1,818万8,000円を減額し、支出予定額を3億4,871万2,000円にするものでございます。

また、予算第5条に定めた企業債の廃止1件、変更2件でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款水道事業費用は、2項営業外費用で、2目消費税及び地方消費税150万円の追加でございます。

2款簡易水道事業費用は、1項営業費用で、5目資産減耗費の追加、2項営業外費用で、2目消費税及び地方消費税の追加、合わせまして105万4,000円の追加でございます。

続きまして、資本的支出について御説明申し上げます。

8ページ、9ページ下段でございます。

1款水道事業資本的支出は、1項建設改良費で、1目施設整備費の事業費確定に伴う南2丁目2配水管移設工事費ほか3工事の減額、（債）動力計装機器更新事業設計委託料の減額、合わせまして1,488万8,000円の減額でございます。

2款簡易水道事業資本的支出は、1項建設改良費で、1目施設整備費の（債）動力計装機器更新事業設計委託料330万円の減額でございます。

次に、資本的収入について御説明申し上げます。

同じく、8ページ、9ページ上段でございます。

1款水道事業資本的収入は、1項企業債で、1目企業債の事業費確定に伴う企業債の減額、2項負担金で、1目負担金の事業費確定による配水管移設補償費の減額、合わせまして1,505万8,000円の減額でございます。

2款簡易水道事業資本的収入は、1項企業債で、1目企業債の330万円の減額でございます。

戻りまして、2ページ、3ページでございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、事業費の確定に伴い、簡易水道事業の動力計装機器更新事業費を廃止するものと、水道事業の配水管整備事業費の限度額を3,530万円に、動力計装機器更新事業費の限度額を1,980万円にそれぞれ変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第13号、令和7年度富良野市下水道事業会計補正

予算について御説明申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市下水道事業会計補正予算第4号は、収益的支出に36万1,000円を追加し、支出予定額を7億2,122万1,000円にするものと、資本的収入について、予算第4条本文括弧書き中、不足する額2億3,494万円を2億4,680万円に改め、資本的収入から1,150万円を減額し、収入予定額を3億436万円にするものでございます。

また、予算第5条に定めた企業債の廃止1件、変更1件でございます。

以下、その概要について、収益的支出から御説明申し上げます。

6ページ、7ページでございます。

1款下水道事業費用は、1項営業費用1目減価償却費で、機械及び装置減価償却費36万1,000円の増額(25ページで訂正)でございます。

続きまして、資本的収入について御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。

1款資本的収入は、1項企業債1目企業債で、事業費確定に伴う企業債の減額、6項国庫補助金1目国庫補助金で、事業調整査定による社会資本整備総合交付金の追加、差引きいたしまして1,150万円の減額でございます。

戻りまして、1ページ、2ページでございます。

予算第5条に定めた企業債の補正は、事業費の確定に伴い、特別措置分を廃止するものと、下水道事業費の限度額を7,000万円に変更するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第14号、富良野市財政調整基金の処分について御説明申し上げます。

本件は、富良野市財政調整基金条例第6条の規定により、令和8年度の事業費財源に充てるため、富良野市財政調整基金を処分するものでございます。

その内訳は、除雪対策事業の財源として2億5,000万円以内を富良野市財政調整基金から処分するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第15号、富良野市手話言語条例の制定について御説明申し上げます。

本件は、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与するため、手話に対する普及及び理解の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民、事業者の役割を明らかにするとともに、施策の推進について定めるため、富良野市手話言語条例を制定するものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

前文は、条例制定の背景、理由、本市の手話に対する普及及び理解の促進による共生社会を目指す姿などにつ

いてうたったものでございます。

第1条は、条例の目的で、手話を使用する人などが地域社会の一員として安心して生活できる共生社会の実現に寄与することを規定するものでございます。

第2条は、条例における用語の定義について、それぞれ規定するものでございます。

第3条は、条例の基本理念で、手話を使用する権利の尊重と手話を通じて誰もが参加できる地域共生社会の実現を目指すことを規定するものでございます。

第4条から第6条は、手話の普及及び理解の促進に当たって、手話が使いやすい環境の整備や合理的配慮の提供など、市の責務、市民、事業者の役割について規定するものでございます。

第7条は、手話についての理解の推進、手話通訳者等の確保及び養成など、施策の推進について規定するものでございます。

第8条は、財政措置について、第9条は、委任に関して、それぞれ規定するものでございます。

条例の施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第16号、富良野市行政手続条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、令和5年に公布されたデジタル規制改革一括法により、行政手続法がデジタル技術の活用を妨げるアナログ規制を見直す一環として、特に不利益処分に関する公示送達の方法を従来の書面掲示からインターネットによる公表を前提とした方式へ変更する内容に改正され、令和8年5月21日に施行されるため、法改正に合わせて行政手続法と同様の仕組みを持つ富良野市行政手続条例の一部を改正するものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

第15条は、用語の修正と、公示の方法を従来の掲示場の掲示に事務所に設置したパソコンの画面上での閲覧を追加し、規定するものでございます。

第16条、第22条及び第29条は、用語の修正と引用条文を整理するものでございます。

条例の施行日は令和8年5月21日からとし、施行日前の通知については、従前の例によることとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第17号、富良野市印鑑条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、印鑑登録システムの標準化に伴い、関係する条文の整理と利用者の利便性向上を図るため、富良野市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

以下、その内容について、条を追って御説明申し上げます。

ます。

第9条は、印鑑登録システムの標準化に伴い、登録事項の修正方法について、第1項及び第2項に規定する印鑑登録者又はその代理人からの届出による修正を削除し、第3項に規定する職権での登録事項の修正のみとするものでございます。

第12条は、印鑑登録証明の申請について、利用者の利便性向上のため、印鑑登録者が申請する場合、規則で定める書類の提示により、印鑑登録証の提示を省略できることを加えるものでございます。

条例施行日は、公布の日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第18号、富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、屋外水泳プールの廃止に伴い、富良野市屋外スポーツ施設設置条例の一部を改正するものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条は、屋外水泳プールの廃止に伴い、表中の富良野市山部屋外水泳プール及び富良野市東山屋外水泳プールの名称及び位置を削除するものでございます。

別表第2は、施設の利用料金などの規定から屋外水泳プールに係る規定を削除するものでございます。

条例の施行日は令和8年4月1日からとし、東山屋外水泳プールの廃止に伴い、有料公園施設以外の屋外スポーツ施設の特例を定める富良野市公園条例第31条第2号の規定を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第19号、富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。

本件は、市内に3か所設置しておりますへき地保育所のうち、東山保育所の新築移転に伴い、設置位置を変更するため、富良野市立へき地保育所設置条例の一部を改正するものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

第2条の表のうち、富良野市立東山保育所の位置を富良野市字老節布5007番地1に改めるものでございます。

条例の施行日は、令和8年4月1日からとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第20号、富良野市過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御説明申し上げます。

本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく現行の富良野市過疎地域持続的発展市町村計画は、北海道過疎地域持続的発展計画と整合性を図り、令和7年度までであることから、北海道過疎地域持続的発展方針（令和8年度から令和12年度）に基づき、新たな過疎地域持続的発展市町村計画を策定するもので、令

和8年1月28日付で同法第8条第7項に基づく北海道との協議が調いましたので、同法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第2項に規定する基本的方針に関する事項、目標、実施すべき施策など六つの事項について定め、それぞれ現況と問題点、その対策、計画などについて記載したものであります。

また、計画期間につきましては、北海道の持続的発展方針の期間である令和8年度から令和12年度までの5年とし、第6次富良野市総合計画との整合性を持って作成したものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議案第21号、市道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

市道路線の路線番号2304、北2号線は、東4線から東8線までの区間を、農業農村整備事業により道路改良工事を行うため、平成29年に終点を変更し、同時に、東8線から道道東山富良野停車場線までの区間を路線番号2395、北2号線2として認定しておりましたが、令和4年度に事業が完了したため、北2号線2を廃止し、北2号線の終点を東4線から道道東山富良野停車場線に変更するもので、一旦廃止し、改めて認定するものでございます。

また、路線番号2514、2514号線は、以前から地域道路として利用されていた区間の用地取得が完了したことから、起点を扇山東8線から国道38号に変更するもので、一旦廃止し、改めて認定するものでございます。

なお、市道の総延長につきましては、この認定により2,514.24メートルの増で、722.46キロメートルとなります。

また、市道路線の位置などにつきましては、議案関係資料をご参照いただきたいと思います。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

4点ほど訂正をお願いいたします。

一つ目は、一般会計の議案第8号でございます。

歳入の部、17款道支出金で、児童手当負担金と申し上げるところを子供手当負担金と申し上げました。正しくは、児童手当負担金でございますので、訂正をお願いいたします。

二つ目は、議案第10号の介護保険特別会計補正予算でございます。

補正第4号による歳入歳出それぞれを7,602万9,000円と申し上げるところを760万と申し上げました。正しくは、歳入歳出それぞれ7,602万9,000円を減額ということでございますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、議案第11号でございますが、歳入につい

て、歳入の1款後期高齢者医療保険料の1項後期高齢者医療保険料と申し上げるところを医療保険と切ってしまいました。正しくは、1項後期高齢者医療保険料でございますので、訂正をお願いいたします。

最後であります、下水道事業会計の補正予算でございます。

議案第13号であります、収益的支出の分でございますが、1款下水道事業費用を36万1,000円の増額と申し上げるところを36万1,000円の減額と申し上げました。正しくは、36万1,000円の増額でございます。

以上、4点の訂正をお願いいたします。

○議長（渋谷正文） 以上で、本件14件の提案説明を終わります。

日程第5 予算特別委員会設置

○議長（渋谷正文） 日程第5、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第1号から第7号の令和8年度富良野市各会計予算及びこれらに関連する議案第14号、以上8件につきましては、さきの議会運営委員長の報告のとおり、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、ただいまお諮りのとおり決しました。

ただいまお諮りいたしました特別委員会の委員は、委員会条例第7条第4項の規定により、議員全員を本職より御指名申し上げます。

お諮りいたします。

ただいまの御指名に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渋谷正文） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

本会議終了後、予算特別委員会をこの場において開催いたします。

散 会 宣 告

○議長（渋谷正文） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明6日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時53分 散会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 5 日

議 長 渋谷 正文

署名議員 坂 口 邦 夫

署名議員 本 間 敏 行